

宿泊約款

■適用範囲

- 第1条 1 当館がお客様の間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、
-

■宿泊契約の申込み

- 第2条 1 当館宿泊契約の申込をしようとするお客様は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 お客様が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
-

■宿泊契約の成立等

- 第3条 1 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金はまず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨をお客様に告知した場合に限ります。
-

■申込金支払免除の特約

- 第4条 1 前項第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払を要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前項第2項の申込金の支払を求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱

います。

■宿泊契約締結の拒否

第5条 1 当館はつぎに掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室によりお部屋の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとするお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとするお客様が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 長崎県旅館業法施行条例第7条
 - イ. 泥酔その他の理由で他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - ロ. 宿泊中他のお客様に対し迷惑を及ぼす行為があったとき。
 - ハ. お客様名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。
 - ニ. 当館の営業方針により、申込後暴力団関係者と判明した時は、契約無効とさせていただきますのでご了承ください。

■お客様の契約解除権

第6条 1 お客様は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館がお客様に告知したときに限ります。
- 3 当館は、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間超過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

■当館の契約解除権

第7条 1 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 第5条第3号から第7号までに該当することになったとき。
 - ・宿泊しようとするお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。又同行為をしたと認められるとき。
 - ・宿泊しようとするお客様が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。

- ・宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ・天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - ・長崎県旅館業法施行条例第5条
 - イ. 泥酔その他の理由で他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - ロ. 宿泊中他のお客様に対し迷惑を及ぼす行為があったとき。
 - ハ. お客様名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。
- (2) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
-

■宿泊の登録

- 第8条 1 お客様は、宿泊当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) お客様の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 お客様が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
-

■お部屋の使用時間

- 第9条 1 お客様が当館のお部屋を使用できる時間は、午後3時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外のお部屋の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の 30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の 50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額
-

■利用規則の遵守

- 第10条 1 お客様は、当館内においては、当館が定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。
-

■営業時間

- 第11条 1 当館の主な施設等の営業時間は館内の案内に掲げるとおりとします。

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。
-

■料金の支払い

- 第12条 1 お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
 - 3 当館がお客様にお部屋を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
-

■当館の責任

- 第13条 1 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当館は、消防機関から「適マーク」を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
-

■契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 第14条 1 当館は、お客様に契約したお部屋を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、お部屋が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。
-

■寄託物等の取り扱い

- 第15条 1 お客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 お客様が当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

■お客様の手荷物又は携帯品の保管

- 第16条 1 お客様の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間以内に、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。
-

■駐車場の責任

- 第17条 1 お客様が当館の駐車場又は当館の特約する駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
-

■お客様の責任

- 第18条 1 お客様の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該お客様は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

■宿泊料金の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内訳	税金
き お 客 様 が 支 払 う べ き 総 額	宿泊料	1 基本宿泊料(室料+朝・夕食料)	イ, 消費税 ロ, 入湯税
	追加料金	2 追加飲食(朝・夕食以外の飲食料) 及びその他の利用料金	イ. 消費税

備考1

子ども料金は小学生以下に適用します。

別表第2 違約金

不泊	当日	前日	2～3日
100%	100%	50%	20%

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。